

投資奨励委員会事務局 告示

P-14 / 仏暦 2543 年 (2000 年)

件名 人的資源開発事業の範囲の規定

仏暦 2543 年 (2000 年) 8 月 1 日付け、投資奨励業種、規模、条件に関する件、仏暦 2543 年 2 号、投資委員会布告が発令されたことに関し、仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 13 条および 16 条に基づく権限により、事務局は、仏暦 2543 年、9 月 22 日、投資委員会の同意を受け、布告末尾の業種表の業種 7. 15 による人的資源開発事業の範囲を定めることを必要と見なした。以下のとおりである。

1. 教育機関あるいは職業訓練機関 工業、工学、科学および技術者の知識分野の教育を有し、上述の分野の学生数が、総学生数の 50% 以上を占めること。
2. インターナショナルスクール
3. ホテルトレーニングスクール ホテルに関係する知識分野の教育を有し、上述の分野の学生数が、総学生数の 50% 以上を占めること。
4. 通商航海面 (船員) の力量発展の教育機関 通商航海面の知識分野の教育を有し、上述の分野の学生数が、総学生数の 50% 以上を占めること。

上述の 1-4 項による業種は、さらに必要な設備、実習室、その他を持たなくてはならない。

これらに関しては、この告示以後、適用となる。

告示日 仏暦 2543 年 (2000 年) 11 月 22 日

署名 スタポン・カウイターノン

投資委員長官